（仮称）松原児童センター建設及びテニスコート整備工事

基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領

平成３０年６月

草加市

（仮称）松原児童センター建設及びテニスコート整備工事基本・実施設計業務委託
プロポーザル実施要領

目次

１　目的　1
２　業務概要　1
３　事業計画の概要等　1
４　実施スケジュール　2
５　担当部署（事務局）　2
６　選定委員会　3
７　応募要件等　3
⑴　前提となる要件　3
⑵　基本的要件　3
⑶　その他　4
⑷　参加の制限　4
８　参考資料　5
⑴　配布資料　5
⑵　配布方法　5
⑶　配布期間　5
９　手続等　5
⑴　質問の受付・回答　5
⑵　参加表明　5
⑶　技術提案　6
⑷　第一次審査　8
⑸　第二次審査　8
⑹　その他（公開展示会の開催）　8
１０　審査方法及び結果の通知　9
⑴　審査方式　9
⑵　選定等手順　9
⑶　その他　9
１１　選定の評価基準　10
⑴　第一次審査　10
⑵　第二次審査　10
１２　失格　10
１３　設計業務契約　11
１４　その他　11

（仮称）松原児童センター建設及びテニスコート整備工事基本・実施設計業務委託
プロポーザル実施要領

1　目的

（仮称）松原児童センターは、草加松原団地の建替えに伴い平成２８年３月をもって閉館した松原児童館に替わり、従来の児童館機能に加えて、青少年の活動の場、多世代交流の場、さらに文化芸術の振興として音楽活動の場など、複合機能を有する施設とすることを基本方針として、整備する予定です。

また、（仮称）松原児童センターの南側隣接地には、テニスコートを整備し、両施設は、草加市とＵＲ都市再生機構が締結した「獨協大学前〈草加松原〉駅西側地域まちづくり理念に関する協定書」グランドプランにおいて、にぎわい交流機能を備える【生活交流拠点ゾーン】の一角を形成しています。

本プロポーザルは、平成３０年３月に策定した「（仮称）松原児童センター基本計画」及び本市の地域特性、周辺環境との調和等を十分に理解し、本市が計画している（仮称）松原児童センターの建設及びテニスコートの整備に係る基本設計及び実施設計業務を委託するに当たり、柔軟かつ高度な発想力、設計力を有し、子どもや青少年を中心とした多様な利用者の居場所づくり、適切な管理・運営に資する空間づくりを担うことができる設計者を選定することを目的として実施します。

2　業務概要

⑴　業務名称　（仮称）松原児童センター建設及びテニスコート整備工事基本設計・実施設計業務委託

⑵　発注者　草加市

⑶　業務内容　（仮称）松原児童センター建設及びテニスコート整備工事基本・実施設計

⑷　履行期間　契約締結日から３３０日間以内で提案された期間

⑸　契約限度額　３７，３５０，０００円（消費税及び地方消費税を含まない。）を上限とします。

なお、**本案件は草加市公契約基本条例の適用対象案件となります。**

3　事業計画の概要等

⑴　実施予定地　草加市松原四丁目２７５８番地７の一部

⑵　敷地面積　ア　児童センター　４，０００．００㎡

イ　テニスコート　３，７７３．９０㎡

⑶　施設規模　ア　児童センター　１，５００㎡程度

イ　テニスコートクラブハウス　１００㎡程度

⑷　用途地域等　第二種住居専用地域（変更予定）

⑸　道路幅員　東側道路…幅員約１６ｍ

南側道路…幅員約１２ｍ

北側道路…幅員約４ｍ以上　※ＵＲへ整備を要望

西側歩道…幅員約３ｍ　※ＵＲへ整備を要望

⑹　その他規制

ア　日影規制　高さ１０m以上の建築物H＝４m（４時間／２．５時間）

イ　指定容積率　２００％　・　指定建ぺい率　６０％

ウ　地区計画区域

⑺　予定工期　平成３０・３１（２０１９）年度　基本設計・実施設計

平成３１（２０１９）・３２（２０２０）年度　建設工事

⑻　概算事業費　約７億７，６００万円（本体工事費、外構・植栽工事費、消費税及び地方消費税含む。設計・監理費、移転費、備品購入費等は含まない。）

※税率１０％

４　実施スケジュール

	内容	日程	備考
第一次審査	手続開始の公示	平成３０年６月１５日（金）	
	実施要領等の公表	平成３０年６月１５日（金）	市HPからダウンロード（PDF・Word）
	質問書の提出期間	実施要領等の配布の日～平成３０年６月２６日（火）	電子メールのみ
	質問書の回答	平成３０年７月　３日（火）	市HPに掲載
	参加表明書の提出期限	平成３０年７月１１日（水）	
	受付番号の交付	平成３０年７月１３日（金）	
	技術提案書の提出期限	平成３０年７月２０日（金）	持参又は郵送
	公開展示会	平成３０年７月２８日（土）～７月２９日（日）	草加市文化会館
	第一次審査委員会	平成３０年７月３１日（火）	アコスホール【公開】（審査）
第二次審査	公開展示会	※日時、会場については、調整中	
	第二次審査委員会	平成３０年９月　８日（土）	草加市立中央図書館【公開】（プレゼンテーション・ヒアリング・審査）
	特定・非特定通知書の送付	平成３０年９月２１日（金）	

５　担当部署（事務局）

⑴　担当　草加市子ども未来部子ども育成課（三原・小中）

⑵　住所　草加市高砂一丁目１番１号（〒３４０－８５５０）

⑶　電話　０４８－９２２－０１５１（内線３４１１・３４１０）

⑷　FAX　０４８－９２２－３２７４

⑸　Eメール　seishonen-home@city.soka.saitama.jp

6　選定委員会

設計者の選定に当たっての審査は、次の委員で組織する「（仮称）松原児童センター建設等工事基本・実施設計業務に係る設計者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）」において行います。

	氏　名	専門分野	所属及び役職
委員長	古谷　誠章	建築意匠・建築計画	建築家 早稲田大学創造理工学部教授
委員	木下　庸子	建築意匠・建築計画	建築家 工学院大学建築学部教授
委員	新藤　こずえ	児童福祉	立正大学社会福祉学部准教授
委員	戸田　芳樹	ランドスケープ	造園家 京都造形芸術大学非常勤講師

7　応募要件等

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は２者あるいは３者で構成される設計共同体（以下「提案事務所」といいます。）とします。

また、必要に応じて協力者（以下「協力事務所」といいます。）※1を設けることができます。協力事務所は単体企業としての参加及び設計共同体の構成員として重複して参加することはできませんが、複数の提案事務所の協力事務所として参加することは可能です。

※1　単体企業又は設計共同体の構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を指します。

⑴　前提となる要件

提案事務所及び協力事務所は、それぞれ次の要件の全てを満たさなければなりません。

ア　公告の日から特定通知の日までの期間に、草加市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続の申立てがなされていないこと。

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団及び指定暴力団等及びその構成員でないこと。

オ　国税又は地方税の滞納をしていないこと。

カ　提案事務所※2の本店又は支店が、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県に所在すること。

※2　提案事務所が設計共同体の場合は、全ての構成員の本店又は支店が、上記都県のいずれかに所在することが要件となります。なお、協力事務所については、この限りではありません。

⑵　基本的要件

提案事務所は、次の要件の全てを満たさなければなりません。

ア　提案事務所の代表者※3が所属又は代表する企業が建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

※3　提案事務所を代表し、本業務を総括する立場であり、必ずしも企業の「代表者」と一致させる必要はありません。

イ　提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任を持って総括する立場（管理技術者）として従事すること。

ウ　管理技術者及び「建築意匠」「構造」「造園」「電気設備」「機械設備」の主任技術者※4をそれぞれ１名ずつ配置すること。また、管理技術者は各主任技術者を兼任することはできません。

※4　建築意匠を除く各主任技術者は、協力事務所から配置することができます（異なる提案事務所の主任技術者を同一の協力事務所から配置することも可）。また、電気設備及び機械設備の主任技術者は、当該業務を遅滞なく円滑に履行できる体制であれば兼任を可とします。

エ　管理技術者、建築意匠及び構造の主任技術者は、建築士法第２条に規定する一級建築士の資格を有すること。造園の主任技術者は、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会が認定する登録ランドスケープアーキテクト又は建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条に規定する一級造園施工管理技士の資格を有すること。また、電気設備及び機械設備の主任技術者は建築士法第２条に規定する一級建築士又は本業務を履行することができる専門的知識を有するものであること（必ずしも設備設計一級建築士は要しません。）。

オ　管理技術者が延床面積３００㎡以上の完成した新築の建築物（設置主体の公・民は問わない。）の建築設計の責任者※5として実績を有すること。

※5　「管理技術者」、「主任技術者」又はこれと同等と認められる立場とします。また、過去に所属した一級建築士事務所での実績も対象とします。

カ　提案事務所が設計共同体の場合、参加表明書の提出時までに設計共同体を組織し、設計共同体を構成する全構成員※6が「⑴前提となる要件」のア～カを満たすこと。

※6　設計共同体の構成員は、本プロポーザルに係る他の提案事務所の構成員と重複することはできません。

⑶　その他

本業務は、草加市公契約基本条例（平成２６年条例第２１号）の適用を受ける案件であるため、草加市公契約基本条例、草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則（平成２６年規則第３２－２号）、草加市公契約基本条例の手引を理解した上で参加してください。

なお、本業務を受託した者は、本業務が草加市が発注する契約に係る労働環境の確認に関する規則第３条第２号の規定に基づく契約（予定価格１，０００万円以上の業務委託に関する契約及び指定管理協定）に該当することから、労働者の適正な労働環境の確保と、事業の質の向上を図るため、労働環境報告書を提出しなければなりません。

⑷　参加の制限

ア　一つの提案事務所につき提案は一つとします。

イ　次に掲げる者は、本プロポーザルに参加できません。

①　選定委員会の委員及び事務局（運営サポート業務関係者を含む。）の職員並びにその家族（以下「選定委員会の委員等」といいます。）

②　選定委員会の委員等が自ら主宰又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者

8　参考資料

⑴　配布資料

ア　（仮称）松原児童センター建設及びテニスコート整備工事基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領

イ　（仮称）松原児童センター建設及びテニスコート整備工事基本・実施設計業務委託仕様書（草加市建築工事設計業務委託共通仕様書及び基本・実施設計業務委託特記仕様書）

ウ　提出書類様式集

エ　（仮称）松原児童センター基本構想（平成２９年３月）

オ　（仮称）松原児童センター基本計画（平成３０年３月）

カ　（仮称）松原児童センター・テニスコート敷地計画図

キ　（仮称）松原児童センター・テニスコート敷地区画図

⑵　配布方法

草加市ホームページからダウンロードすること。

（http://www.city.soka.saitama.jp/）

⑶　配布期間

平成３０年６月１５日（金）から平成３０年７月１１日（水）まで

9　手続等

⑴　質問の受付・回答

ア　質問の方法

質問は、質問書（様式１）により電子メールにて事務局へ送付してください。電話、ＦＡＸによる質問は受付できません。

イ　受付期限

平成３０年６月２６日（火）午後５時まで

ウ　質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、質問書提出者全員に対し、平成３０年７月３日（火）に電子メールにて回答するとともに、草加市ホームページに掲載します。

なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様の扱いとします。

⑵　参加表明

ア　提出図書

①　参加表明書（様式２）

②　公募プロポーザル応募資格要件について（様式３）

※　設計共同体の場合、全構成員がそれぞれ書類を作成し、提出してください。

③　管理技術者が所属又は提案事務所を代表する企業の建築士事務所登録通知書の写し

④　管理技術者の一級建築士資格証明書の写し

⑤　管理技術者調書（様式４）

⑥　管理技術者の実績を証明する書類等（様式４注書き参照）

なお、設計共同体として本プロポーザルに参加する場合は、以下の⑦及び⑧について

も提出してください。

⑦　設計共同体結成届（様式５）

⑧　設計共同体設置に関する協定書の写し

※　上記協定書は、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成１０年建設省厚契発第５４号他）別紙１に示された「○○設計共同体協定書」に準じて作成し提出するものとします。ただし、「設計共同体協定書第８条に基づく協定書」については締結の必要はありますが、応募時点で提出の必要はありません。

⑨　提案事務所の建築コンクール等受賞歴調書（様式６）

⑩　協力事務所に関する調書（様式７）※　協力事務所がある場合のみ

⑪　取組体制（様式８）

⑫　資格証明等（主任技術者の一級建築士資格証明書等の写し）

⑬　参加表明提出図書チェックリスト（様式９）

イ　提出部数

①　参加表明書（様式２）　正本１部

②　（様式３～様式９）　３組（正本１組、副本２組）

③　管理技術者及び主任技術者の一級建築士資格証明書等の写し　３組（クリップ留め）

ウ　提出期限及び方法

①　提出期限

平成３０年７月１１日（水）午後５時（必着）（土曜日、日曜日、祝日は除く）

②　提出方法

持参又は郵送により、参加表明書提出図書（様式２～様式９）を事務局へ提出してください。持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までとします。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

エ　受付番号交付

平成３０年７月１３日（金）に技術提案提出図書に記載する受付番号を担当者宛に通知します。

⑶　技術提案

ア　提出図書

①　技術提案提出書（様式１０）

②　業務実施方針（様式１１）

③　特定テーマに関する技術提案書（様式自由、Ａ３版横組み・片面２枚）

『（仮称）松原児童センター基本構想』『（仮称）松原児童センター基本計画』を踏まえ、次の点を特定テーマとして、（仮称）松原児童センター及びテニスコート整備の考え方について、簡潔に記載してください。なお、技術提案書の本文に使用する文字の大きさは１０．５ｐｔ以上としてください。

Ａ　遊びを通した学び等、子どもの豊かな成長を育む空間や仕組みの考え方・工夫

Ｂ　音楽のためのホールと運動のためのアリーナの共用を可能とするための考え方・工夫

Ｃ　緑の丘を中心とする豊かな外部空間を実現、維持するための考え方・工夫

D　適正かつ効果的にライフサイクルコストを縮減するための考え方・工夫

E　その他の提案（松原団地の歴史を踏まえ、敷地周辺の住宅地や公共施設などの環境形成に関することなど、児童センターに必要となるテーマを独自に設定。提案者のこれまでの実績、経験なども勘案したものにする。）

④　特定テーマに関する技術提案の前提条件

［児童センター］

・　広場の平場は、グラウンドゴルフのコースが取れるように、最長部で直線５０ｍの平坦な空間を設けてください。

・　ホール・アリーナは、約３００㎡のメイン空間とし、音楽とスポーツの両方に使えるように、採光、通風、音響などを勘案してください。ジュニアオーケストラが利用するときは、子どもの演奏者が１００名に上ることもあり、観客席２００席程度を考えています。また、子ども・青少年の日常的なスポーツ遊びの場として、バドミントンコート３面あるいはバレーボールコート１面のスペースを確保してください。

・　児童センターの諸室構成については、（仮称）松原児童センター基本計画、「児童館の設置運営について」（平成２年厚生省発児第１２３号）などを参考にしてください。なお、「児童館の設置運営について」に規定する「図書室」については、（仮称）松原児童センター基本計画では「フリースペース」で検討してきましたが、「児童館の設置運営について」に基づく設備の各部屋への割当については、決定しているものではありません。

［テニスコート］

・　硬式テニス３面分の面積を確保してください。

・　テニスコートへは、クラブハウスを経由してしか出入りできない配置としてください。

⑤　技術提案提出図書チェックリスト（様式１２）

イ　提出部数

①　技術提案提出書（様式１０）　３部（正本１部、副本２部）

②　業務実施方針（様式１１）　１０部

③　特定テーマに関する技術提案書（Ａ３版横組み・片面２枚、様式自由）　１０部

④　特定テーマに関する技術提案書拡大版（上記③をＡ２版に拡大）　２部

⑤　特定テーマに関する技術提案書のＰＤＦデータ（ＣＤ・ＤＶＤ）　１部

⑥　技術提案提出図書チェックリスト（様式１２）　３部（正本１部、副本２部）

ウ　業務実施方針作成方法

登録番号以外、名前等の提案者が特定できる表現はしないでください。

エ　特定テーマに関する技術提案書作成方法

①　Ａ３版横組み・片面２枚以内で、５つのテーマについて記載してください。（割付自由）

②　用紙右上に参加表明書提出後に事務局から交付される受付番号を判読可能なサイズで記載してください。

③　パネル化はせず、折り曲げない状態で提出してください。

④　文字は判読のしやすさに配慮してください。

⑤　登録番号以外、名前等の提案者が特定できる表現はしないでください。

オ　提出期限及び方法

①　提出受付期限

平成３０年７月２０日（金）午後５時（必着）（土曜日、日曜日、祝日は除く）

②　提出方法

持参又は郵送により、技術提案書等（様式７～様式１３及び特定テーマに関する技術提案書）を事務局へ提出してください。持参の場合は、平日の午前９時から午後５時までとします。

郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とします。

⑷　第一次審査

①　平成３０年７月３１日（火）に開催します。詳細については、市のホームページ等で公開するとともに、受付番号の交付の際に別途通知します。

②　第一次審査は、一般公開し、技術提案書を会場等に展示する予定です。ただし、提案者名は、非公表で行います。

③　技術提案書の書面審査を実施し、第二次審査を行う提案事務所の選定を行います。

④　第一次審査時においては、選定委員会の委員にも提案者は非公表として審査を行います。

⑤　第一次審査後、選定された提案者のみ、提案者名を公表します。

⑸　第二次審査

①　平成３０年９月８日（土）に開催します。詳細については市のホームページ等で公開するとともに、第二次審査参加者に別途通知します。

②　第二次審査は、一般公開し、技術提案書を会場等に展示する予定です。なお、提案者名は公表して行います。

③　提案者による技術提案書のプレゼンテーションと審査委員によるヒアリングを実施します。

④　プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、抽選（事務局でくじ引き）により決定します。

⑤　プレゼンテーションは、提出した技術提案書の内容及び以下の追加検討事項の内容に限るものとし、各提出者において用意したパソコンを用いて説明してください。また、模型の持込みは禁止します。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局で用意します。

※　第一次審査後、各提案者に審査委員から第二次審査の技術提案書について追加の検討事項を伝えますので、その検討事項を含めてプレゼンテーションを行ってください。　（検討事項について、新たに提案書等の提出を求めるものではありません。）

⑥　プレゼンテーション及びヒアリングに参加できる提案者は管理技術者を含め３名までとします。なお、管理技術者は必ず出席してください。

※　上記３名以外に、パソコン操作者として１名を追加することも可能です。

⑦　プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として審査の対象としません。

⑹　その他（公開展示会の開催）

提出された業務実施方針（様式１１）及び特定テーマに関する技術提案書拡大版について、

第一次審査及び第二次審査前に公開展示会を開催します。

ア　第一次審査前の公開展示会

①　日時　平成３０年７月２８日（土）午後１時～午後９時３０分
　　平成３０年７月２９日（日）午前９時～午後５時

②　会場　草加市文化会館１階フリースペース

③　提案者名　提案者名は、非公表で行います。

イ　第二次審査前の公開展示会

日時、場所等詳細については、市のホームページ等で公開するとともに、第二次審査を行う提案事務所に別途通知します。

１０　審査方法及び結果の通知

⑴　審査方式

本プロポーザルは、二段階審査方式で行います。

⑵　選定等手順

ア　参加資格確認

参加表明に係る提出図書を期限までに提出している者のうち、参加資格を満たしている者の参加を認めます。

イ　第一次審査

技術提案の内容について、選定委員会において書類審査、評価を行い、５者程度を選定します。

ウ　第一次審査結果の通知

第一次審査の結果、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する者として選定された者に対しては、プレゼンテーション及びヒアリングへの参加要請を書面にて行います。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨及びその理由を書面にて通知します。

エ　第二次審査

技術提案の内容等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施した上で、評価を行い、最優秀者及び次点者を特定します。

なお、第一次審査の評価点は第二次審査に持ち越しません。

オ　第二次審査結果の通知

第二次審査の結果、最優秀者又は次点者として特定された者に対しては、特定通知書により通知します。また、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨及びその理由を書面にて通知します。

カ　異議申立て

審査結果に関する問合せ及び異議申立ては、一切受け付けないものとします。

⑶　その他

第一次審査及び第二次審査について公開で実施しますが、各審査の内容・様子について、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止します。

１１　選定の評価基準

提出書類の評価項目は、次の評価表によります。

⑴　第一次審査

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
業務実施方針及び手法（技術提案の内容により総合的に判断を行う）	業務実施方針	設計業務の進め方（取組方針、品質確保等）、設計チームの特徴、設計スケジュール、設計上特に配慮する事項等（提案を求めている特定テーマを除く）、及び設計過程における市民や市職員に対する情報提供の考え方・手法について、その的確性、創造性、実現性を考慮して総合的に評価する	15
	特定テーマについての技術提案	特定テーマについて、その的確性、創造性、実現性を考慮して総合的に評価する	75
事務所の評価	受賞実績	公的団体の行う建築コンクール等の受賞実績を評価する	5
配置技術者の技術力	経験年数	実務経験年数を評価する	5

⑵　第二次審査

評価項目	評価の着目点	判断基準	配点
技術提案の内容、プレゼンテーション及びヒアリング	特定テーマについての技術提案	特定テーマについて、その的確性、創造性、実現性を考慮して総合的に評価する	75
	業務の理解度及び取組意欲	業務の理解度、取組意欲のほか、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を考慮して総合的に評価する	25

１２　失格

次の条件のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

⑴　提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合

⑵　提出資料等が本要領に示された条件に適合しない場合

⑶　虚偽の内容が記入されている場合

⑷　他者の提案図書を盗用した疑いがある場合

⑸　その他、本要領に違反すると認められた場合

⑹　本プロポーザルの告示から第二次審査結果が公表されるまでの間において、本件に関して、

次の者に、直接、間接を問わず接触した場合

ア　選定委員会委員

イ　事務局及び市関係職員（実施要領に定める手続は除く。）

ウ　運営サポート業務関係者（早稲田大学参加のデザイン研究所）

⑺　審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

⑻　契約限度額を上回った見積書の提出があった場合

１３　設計業務契約

⑴　契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、別途見積書の提出を求め契約の交渉を行うものとします。ただし、最優秀者に事故等があり、契約の交渉が不可能となったときは、次点者を見積書徴収、契約交渉の相手方とします。

なお、契約期間内に本市の入札参加資格者名簿への登録が必要となります。

⑵　履行期間

契約締結日から３３０日間以内で提案された期間

⑶　発注者

草加市

⑷　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　業務委託料

別途提出を求める見積書を基に、予算額の範囲内で、見積額に消費税及び地方消費税を加えた額で決定します。

⑺　契約保証金

草加市契約規則第１６条の規定に基づくものとします（契約金額の１００分の１０以上）。ただし同規則第１７条の規定に該当する場合はこの限りではありません。

⑻　委託料の支払

原則として平成３０年度末に予算の範囲内で１回支払い、残額については、平成３１（２０１９）年度業務完了後に支払うものとします。

１４　その他

⑴　辞退について

技術提案書の提出者に選定された者が、技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式１３）により、技術提案書提出期日までに担当部署まで、持参又は郵送してください。

なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

⑵　費用

本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、

全て参加者の負担とします。

⑶　提出資料の差替え・再提出

提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めません。また、本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者を原則として変更することはできません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を草加市から得るものとします。

⑷　提出資料の取扱い

ア　提出資料は返却いたしません。

イ　提出資料の著作権は、提出者に帰属します。

ウ　提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとします。

エ　提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとします。ただし、草加市は提出資料のうち、業務実施方針（様式１１）及び特定テーマについての技術提案については、本プロポーザルに関する記録として使用できるものとします。

オ　市は、提出された参加表明書及び技術提案書について、草加市情報公開条例（平成１２年条例第３０号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、非公開となる場合があります。

カ　市は、最優秀者として選定された参加者の技術提案書等のうち、業務実施方針（様式１１）及び特定テーマについての技術提案については、市ホームページ等において公開できるものとします。この場合において、市から求めがある場合には、当該資料の電子データを提供するものとします。

⑸　工事受注資格の喪失

ア　本業務を受注した者（その者が本件業務の遂行にあたって協力を得ようとする者を含む。）は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできません。

イ　本業務を受注した者（その者が本件業務の遂行にあたって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められる場合は、当該建設業者は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

①　一方が他方に出資していること。

②　一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。

⑹　手続等において使用する言語、通貨等

手続等において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとします。